

島本町競争入札心得

(平成6年8月1日)
令和5年2月1日改正

(目的)

第1条 町の契約に係わる一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、島本町財務規則（平成11年島本町規則第12号）、島本町請負工事入札規程（昭和27年島本町規程50号）、その他関係法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(入札保証金)

第2条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は入札執行前に、見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係わる保険証券を契約担当者に提出しなければならない。

3 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその納付済書と引換えにこれを還付する。

(入札等)

第3条 入札参加者は、仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等も含む。）、設計書（図面、金抜設計書、特記仕様書等を含む。）、契約書案及び現場等熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、仕様書、設計書、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者は、入札書（様式第1号又は町が別に定める様式）に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、町が指定した日時、場所及び方法によって、提出しなければならない。

3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、一旦提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回をすることができない。

6 入札参加者は、入札に当たり入札額の見積内訳書を用意し、入札後見積内訳書の提出を求められた場合は速やかに提出しなければならない。ただし、建設工事及び製造の請負契約に係る入札については、入札受付時に見積内訳書を封緘し提出すること。

なお、見積内訳書には商号、代表者等を記名押印（使用印鑑）すること。また、封筒には商号等を記載すること。提出されない場合は、入札に参加させないものとする。落札決定者以外の見積内訳書は入札終了後返却するものとする。ただし、当該入札に疑義が生じたときは、提出されたすべての見積内訳書については、返却しないものとする。

(公正な入札の確保)

第3条の2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札の辞退)

第5条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも辞退をすることができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあつては、入札辞退届（様式第2号）を提出する。

(2) 入札執行中にあつては、入札を辞退する意思表示を明記した入札書を提出する。

3 前項の規定にかかわらず、指定の日時に入札書の提出が無い場合は、当該入札参加者は、入札を辞退したものとみなす。

4 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱を受けるものではない。

(開札)

第6条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において、入札参加者を立ち合わせて行い、その結果を口頭で知らせる。

(無効の入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格を有しない者のした入札

(2) 入札要項に記名押印のない者のした入札

(3) 委任状を持参しない代理人のした入札

(4) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者（入札保証金の納付を免除された者を除く。）のした入札

(5) 入札に際して連合等、不正行為を行ったと認められる入札

(6) 予定の日時、場所に提出しない入札

(7) 記名押印（使用印鑑）を欠く入札

(8) 金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明である入札

(9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(10) 1人が同時に2通以上の入札書をもって行った入札

(11) 再度入札において前回の入札最低金額と同額以上の金額でした入札

(12) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(13) その他入札に関する条件に違反した入札

(入札不調)

第8条 指名競争入札において入札参加者が辞退等で1者となった場合は、入札を不調として取り扱うものとする。この場合、入札参加者名、参加者数、最低制限価格等の公表はしないものとする。

(入札金額の記載)

第9条 入札書に記載する金額は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額とすること。ただし、消費税及び地方消費税の軽減税率の適用となる場合は、108分の100に相当する金額（いわゆる税抜き価格）とすること。

（落札者の決定）

第10条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けた場合においては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

（再度入札）

第11条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 入札回数は、2回をもって限度とする。ただし、予定価格等を事前公表した場合は、再度入札を行わないものとする。

3 前項による再度の入札を行う場合において、第7条の規定により無効とされた入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

（同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第12条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。ただし、すべての入札価格が同額である場合（すべての入札価格が最低制限価格と同額である場合を除く。）は、入札を保留し、必要に応じて入札の調査を行う。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（契約保証金等）

第13条 落札者は、落札決定後速やかに契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 落札者は、前項本文の場合において、提供する契約保証金に代わる担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証である場合においては、当該保証に係わる保証書を契約担当者に提出しなければならない。

3 落札者は、第1項ただし書の場合において、契約保証金の納付を免除された理由が保証委託契約を結んだことによるものであるときは、工事履行保証契約に係る工事履行保証証券を契約担当者に提出しなければならない。

（設計書及び仕様書等の返還）

第14条 入札参加者は、町から指示がある場合は、配布された設計書及び仕様書等を、入札終了後、町に返還しなければならない。

（契約書の提出）

第15条 落札者は、当該契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者が指定した場合は、その提出日までに提出しなければならない。

2 落札者が、前項に定める期間内に契約書を提出しないときは、その資格を失う。

（異議の申立て）

第16条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、設計書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(議会の議決を要する契約の特約事項)

第17条 議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年島本町条例第7号)第2条の規定に該当する契約は、議会の議決を経るまでは仮契約とし、契約書に当該約款を付記する。

2 前項の仮契約の当事者が仮契約期間中に町の建設工事請負業者指名停止要領に該当する行為があったときは、当該仮契約を解除することがある。

3 前項の規定により仮契約を解除しても、町は一切の責を負わないものとする。
(その他)

第18条 入札に関しては、全て町の指示に従うこと。

様式第1号（第3条関係）

入 札 書

島本町上下水道事業

代表者 島本町長 山田 紘平 様

金 額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

ただし

に係る入札額

島本町財務規則、島本町競争入札心得、その他別冊図書及び仕様書ならびに指示事項等を承知のうえ入札いたします。

令和 年 月 日

住 所

（入札者） 事 業 所 名

代表者職氏名

㊞

代 理 人

㊞

（注）

- 1 入札書に記載する金額は、契約希望金額の100/110とすること。ただし、消費税及び地方消費税の軽減税率の適用となる場合は、100/108に相当する金額とすること。
- 2 金額記載の文字は、アラビア字体とし、1円以上の整数とし、金額の頭に¥記号を付けること。
- 3 1円未満の金額を記載した場合（金額の前に「－」（マイナス）、「△」等を記載した場合若しくは「¥0」、「¥0.25」等を記載した場合又は空白の場合を含む。）は無効とする。

※入札書における無効の取り扱いについて

入札書の記載内容について不備等がある場合、その入札は無効となりますので、記載誤り、記載漏れ等の無いよう十分注意してください。

(記 入 例)

入 札 書											
島本町上下水道事業											
代表者 島本町長 山田 紘平 様											
金 額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
				¥	○	○	○	○	○	○	○
ただし ○ ○ ○ ○ 工 事 (委託) に係る入札											
島本町財務規則、島本町競争入札心得、その他別冊図書及び仕様書ならびに指示書を承知のうえ入札いたします。											
令和○○年○○月○○日											
住 所 ○○府○○市○○											
(入札者) 事業所名 ○○○○株式会社											
代表者職氏名 代表取締役 ○○ ○○											
代 理 人 ○○係長 ○○ ○○											

入札書の記入で鉛筆等の
容易に消去可能な筆記具
を使用した入札…無効

下記(注)を参照
金額の訂正…無効
金額の桁ずれ…無効
数字の判読不能…無効
未記入…無効

件名違い…無効
未記入…無効
既に件名が印刷されている
場合は記入不要

入札日以外記入…無効
未記入…無効

誤脱・未記入…無効
印もれ・印影不明瞭…無効
使用印以外…無効

④ 代理人が入札する場合
誤脱・未記入…無効
印もれ・印影不明瞭…無効
委任状と異なる記載・印
…無効

入 札 辞 退 届

件 名

上記について、入札を辞退します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

島本町上下水道事業

代表者 島本町長 山田 紘平 様